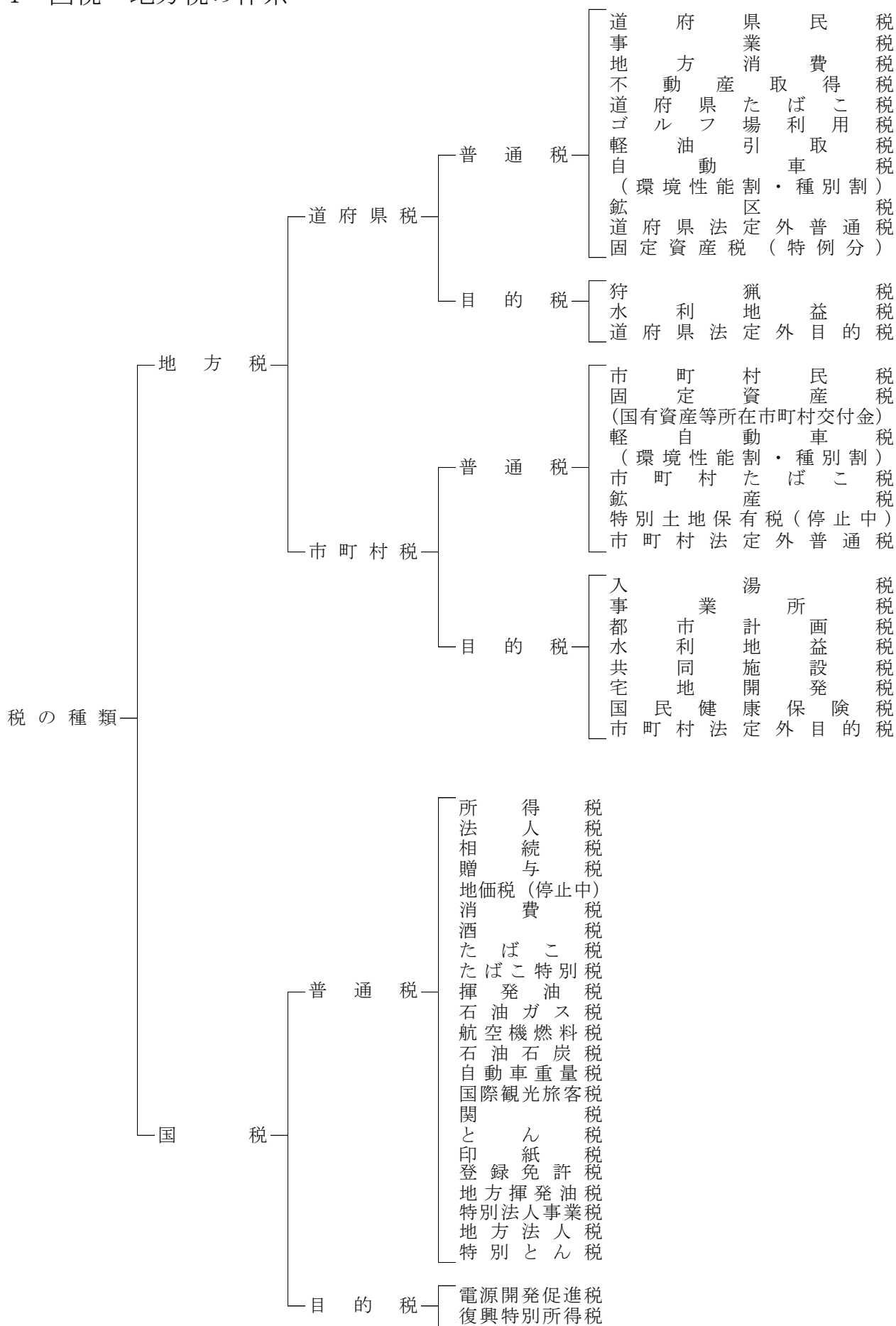


IV その他

1 国税・地方税の体系



2 市税の税率等

区分	納 税 義 務 者	課 税 標 準
市 民 税	1 個人 (1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの	<input type="radio"/> 均等割 <input type="radio"/> 所得割（分離課税に係る所得割を除く） 課税総所得金額・課税山林所得金額 課税退職所得金額 ※課税所得金額＝（収入金額－必要経費）－所得控除額

税 率	納 期 等
<p>○ 均等割 3,500円</p> <p>○ 所得割 一律 税率6%</p>	<p>○ 納期及び徴収方法</p> <p>(1) 普通徴収</p> <p>第1期 6月16日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月16日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月16日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月16日から同月31日まで</p> <p>(2) 特別徴収</p> <p>【給与】 6月から翌年5月まで (毎翌月の10日まで)</p> <p>【年金】 4月、6月、8月、10月、12月、2月 (毎翌月の10日まで)</p>

- 均等割
資本金等の額と従業員数を基準として、それぞれの税率を決定する。

法人等の区分			均等割額
<ul style="list-style-type: none"> ・公共法人及び公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができない以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額を有しないもの 			5万円
一般法人	資本金等の額	従業員数	均等割額
		1000万円以下のもの	50人以下 5万円 50人超 12万円
	1000万円を超え、1億円以下のもの	50人以下	13万円
		50人超	15万円
	1億円を超え、10億円以下のもの	50人以下	16万円
		50人超	40万円
	10億円を超え、50億円以下のもの	50人以下	41万円
		50人超	175万円
	50億円を超えるもの	50人以下	41万円
		50人超	300万円

- 法人税割 8.4%
※令和元年9月30日までに開始した事業年度分は、12.1%

- 納期
事業年度終了の日の翌日から2か月以内
(延長の特例の場合は3か月以内)
- 徴収方法
申告納付

区分	納 税 義 務 者	課 税 標 準
固 定 資 産 税	固定資産の所有者	<p>1. 土地・家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 ※住宅用地については、価格の3分の1の額 ※住宅用地のうち住居一戸につき200㎡までの小規模住宅用地については、価格の6分の1の額 ※住宅用地以外の宅地及び宅地比準の土地については、負担調整措置により価格の最大70%の額</p> <p>2. 償却資産 賦課期日における価格（特定のものについては価格に一定の率を乗じたもの、大規模の償却資産については一定限度額以下のもの） 〔 免税点（同一の者が所有する土地、家屋、償却資産ごとの課税標準額の合計による。） 土地：30万円、家屋20万円、償却資産150万円 〕</p>
軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 （これらについて、所有権留保付売買があった場合は、買主を所有者とみなす）	

税 率		納 期 等																																										
○ 固定資産税 1.4%		○ 納期 第1期 4月16日から同月30日まで 第2期 7月16日から同月31日まで 第3期 12月16日から同月25日まで 第4期 翌年2月16日から同月末日まで ○ 賦課期日 1月1日 ○ 徴収方法 普通徴収																																										
原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 軽自動車(2輪) 3,600円 小型自動車(2輪) 6,000円		○ 納期 全期 5月16日から同月31日まで ○ 賦課期日 4月1日 ○ 徴収方法 普通徴収																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">H27. 3. 31までに登録</th> <th colspan="2">H27. 4. 1以降 新規登録</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>13年未満</th> <th>13年以上</th> <th colspan="2">※軽課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> <td>3,900円</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> <td>6,900円</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>自家</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> <td>10,800円</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> <td>3,800円</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>自家</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> <td>⑤</td> </tr> </tbody> </table>				H27. 3. 31までに登録		H27. 4. 1以降 新規登録				13年未満	13年以上	※軽課		三輪		3,100円	4,600円	3,900円	①	四輪	乗用	営業	5,500円	8,200円	6,900円	②	自家	7,200円	12,900円	10,800円	③	貨物	営業	3,000円	4,500円	3,800円	④	自家	4,000円	6,000円	5,000円	⑤		
		H27. 3. 31までに登録		H27. 4. 1以降 新規登録																																								
		13年未満	13年以上	※軽課																																								
三輪		3,100円	4,600円	3,900円	①																																							
四輪	乗用	営業	5,500円	8,200円	6,900円	②																																						
		自家	7,200円	12,900円	10,800円	③																																						
	貨物	営業	3,000円	4,500円	3,800円	④																																						
		自家	4,000円	6,000円	5,000円	⑤																																						
※軽課（一定の環境性能を有する車両の税率）																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①(イ、ウについては乗用・営業用のみ対象)</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>2,700円</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>1,000円</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>1,300円</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>			ア	イ	ウ	①(イ、ウについては乗用・営業用のみ対象)	1,000円	2,000円	3,000円	②	1,800円	3,500円	5,200円	③	2,700円	対象外	対象外	④	1,000円	対象外	対象外	⑤	1,300円	対象外	対象外																			
	ア	イ	ウ																																									
①(イ、ウについては乗用・営業用のみ対象)	1,000円	2,000円	3,000円																																									
②	1,800円	3,500円	5,200円																																									
③	2,700円	対象外	対象外																																									
④	1,000円	対象外	対象外																																									
⑤	1,300円	対象外	対象外																																									
ア. 電気自動車、天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準値よりNOx10%以上低減) イ. 令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成 ウ. 令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成 ◎イ. ウは平成30年排出ガス基準50%以上低減又は平成17年排出ガス基準75%以上低減のものに適用 ※NOx：窒素酸化物のこと																																												

区分	納 税 義 務 者	課 税 標 準
市 た ば こ 税	製造たばこの製造者、特定販売業者 又は卸売販売業者	売渡し等に係る製造たばこの本数
鉱 産 税	鉱物の採掘の事業を行う鉱業者	鉱物の価格
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯客	入湯客数
都 市 計 画 税	次の各号に掲げる区域内に所在する 土地及び家屋の所有者 (1) 用途地域 (2) 10ha以上の開発行為が行われた 区域 (3) 公共下水道の供用区域	基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 * 住宅用地については価格の3分の2の額 * 住宅用地のうち住居一戸につき 200㎡までの小規模 住宅用地については価格の3分の1の額 * 住宅用地以外の宅地及び宅地比準の土地については、 負担調整措置により価格の最大70%の額

税 率	納 期 等
<p>○ 紙巻たばこ1,000本につき 6,552円</p> <p>※令和3年9月30日までは、1,000本につき6,122円</p>	<p>○ 納期 当月分を翌月末日まで</p> <p>○ 徴収方法 申告納付</p>
<p>○ 100分の1</p> <p>※鉱物の価格が月200万円以下の場合は、100分の0.7</p>	<p>○ 納期 当月分を翌月15日から同月末日まで</p> <p>○ 徴収方法 申告納付</p>
<p>○ 1人1日につき 150円</p>	<p>○ 納期 当月分を翌月15日まで</p> <p>○ 徴収方法 特別徴収</p>
<p>○ 100分の0.2</p>	<p>○ 納期 固定資産税と同じ</p> <p>○ 賦課期日 1月1日</p> <p>○ 徴収方法 普通徴収（原則として固定資産税の賦課徴収と併せて行う。）</p>

3 税務証明件数

(単位：件)

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4
評 価 証 明	2,624	2,514	2,387	2,451	2,413
公 課 証 明	1191	885	926	1,058	1,083
資 産 証 明	7	8	16	3	15
所 得 証 明	13,090	10,077	7,771	8,748	9,083
課 税 証 明	328	122	146	99	96
納 税 証 明	1,828	1,981	2,334	1,882	1,857
法 人 住 所 証 明	819	986	721	875	951
軽 自 納 税 証 明	2,860	2,973	2,770	2,816	2,591
関 覧	303	382	392	487	572
そ の 他 の 証 明	60	113	153	121	113
住 宅 家 屋 証 明	340	322	296	344	438
評 価 通 知	61	86	51	46	36
合 計	23,511	20,449	17,963	18,930	19,248

(公用含む。)

市税概要（令和5年度）

茂原市企画財政部市民税課

令和5年11月編集

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話 0475(20)1577

FAX 0475(20)1609

メール siminzei@city.mobara.chiba.jp